

令和6年6月20日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第6報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止めについて

令和6年6月20日18時30分

^{りゅうがみず}
○国道10号鹿児島市竜ヶ水地区において、連続雨量200mmに達したため、
令和6年6月20日18時30分より国道10号の通行止めを行います。

1. 通行止め区間

【国道10号】

^{かごしまけん あいらししげとみ} ^{かごしまけん かごしましよしのちよういそ}
鹿児島県始良市重富から鹿児島県鹿児島市吉野町磯（延長11.3km）

2. 迂回路

国道10号～稲荷町10号・県道16号分岐点～県道16号
～宮之浦交差点～県道25号～吉田麓交差点～県道57号
～脇元交差点～国道10号

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 ^{さかもと}坂元 ^{とよひさ}豊久

品質確保課長 ^{おぼた}小畑 ^{じゅんいちろう}淳一郎

TEL：099-216-3111（代表）

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種別	路線名	規制区間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時通行規制区間	10号	鹿児島県始良市重富～鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km	連続雨量が200mmに達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特殊通行規制区間	10号	鹿児島県始良市白浜～鹿児島県始良市白浜	1.0km	越波があり通行が危険と判断される場合	波 浪	加治木維持出張所

通行止め区間
L = 11.3 km



凡 例			
	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離標		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国道		小・中・高等学校
	主要地方道		

